

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、中川君。

町長公室長（中川 隆弘）

失礼します。

議案第5号から議案第7号までの3議案につきまして一括して提案説明を申し上げます。

平成28年度の人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正、及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正がなされたことに伴い、本町におきましても、国、県に準拠し、これら関係条例の一部改正を行おうとするものです。

改正の主な内容は、職員が働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに推進するため、介護休暇関係としまして、既に制度化されている6ヶ月以内の介護休暇を分割して取得できるようにすること、介護のために1日の勤務時間のうち2時間以内の休暇を取ることができる介護時間を新たに制度化すること。

また、育児休暇関係としまして、育児休業等に係る「子」の範囲が拡大されたことなど、人事院勧告等を踏まえた改正内容に準じ、本町職員の育児支援・介護支援に係る所要規定の整備をしようとするものです。

また、扶養手当関係としまして、配偶者に係る手当をめぐる社会状況の変化等を踏まえ、配偶者や子に係る扶養手当の見直しを、本年4月1日から段階的に実施し、平成32年4月1日に配偶者に係る扶養手当の額を、現行の1万3,000円から他の扶養親族と同額の6,500円とし、子に係る手当額を6,500円から1万円に引き上げようとするものです。

それでは、議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

4ページ上段、第8条の2は、「育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務」に関する規定で、育児休業等の対象となる子の範囲について、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、特別養子縁組の監護期間中の者等、法律上の子に準ずる者も対象に含めようとするものです。

5ページから6ページ中段をご覧ください。

第8条の3は、「育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限」に関する規定で、育児や介護のための超過勤務の免除、超過勤務の制限、深夜勤務の制限等による規定の整備でございます。

6ページ中段、第11条は、「休暇の種類」に関する規定ですが、介護休暇に新たに介護時間を加えようとするものです。

6ページ下段から7ページをご覧ください。

第15条は、「介護休暇」に関する規定ですが、現在、介護休暇を請求できる期間については、一つの要介護状態ごとに、連続する6ヶ月の期間内とされていますが、これを通算して6ヶ月を超えない「指定期間」内で、3回まで分割して取得できるようにしようとするものです。

7ページ下段から8ページをご覧ください。

第15条の2は、要介護者の介護のための「介護時間」に関する新設規定であります。

第1項及び第2項は、一定の条件のもと、連続する3年間の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で介護時間を取得できる規定、第3項は、介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする規定の整備であります。

8ページ下段、第16条は「休暇の承認」に関する規定ですが、その内容に介護時間を追加しようとするものです。

2ページにお戻りください。

附則としまして、第1項に「施行期日」として、この条例は平成29年4月1日から施行する。

第2項に、介護休暇に関する「経過措置」について規定しております。

続きまして、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての、提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、4ページ上段をご覧ください。

育児休業等の対象とする子の範囲については、現在、職員と法律上の親子関係がある子に限っているところですが、児童福祉法の一部改正により、養子縁組里親である職員に委託されている児童や、その他法律上の親子関係に準ずる者についても対象範囲に含むよう、新たに第2条の次に（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）を第2条の2として追加し、旧第2条の2を第2条の3に繰り下げようとするものです。

4ページ下段から8ページまでをご覧ください。

4ページ下段から6ページ中段までは、第3条「再度の育児休業をすることができる特別の事情」に関する規定、

また、6ページ下段から8ページ上段までは、第10条として「育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情」に関する規定で、再度の育児休業等ができる特別の事情として、特別養子縁組の成立に係る家事審判事件の終了等を新たに追加する規定の整備、また、準則に準じた条文等の整理、それに伴う項ずれ等がございます。

8ページ下段をご覧ください。

第18条は、「部分休業の承認」に関する規定ですが、育児時間と介護時間を同日に取得する場合は、その合計時間を合わせて2時間までにしようとするものでございます。

2ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行しようとするものです。

続きまして、議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

なお、この改正は2条に分けて行うこととし、第1条の規定については平成31年4月1日から、第2条は平成32年4月1日からの施行しようとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

まず、第1条関係でございますが、第8条は「扶養手当」に関する規定で、第3項において、配偶者の扶養手当1万3,000円を7,500円に、子については1人9,500円（職員に配偶者がいない場合は1人1万円）に改め、職員に配偶者がいない場合の父母等については、1人1万1,000円を7,000円に改めようとするものです。

5ページからをご覧ください。

第2条関係でございます。

第8条第2項第2号中にある「及び孫」を削り、第3号として「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫」を追加し、第3号から第5号までを、第4号から第6号まで1号ずつ繰り下げようとするものです。

第3項では、第1条で改正しました扶養手当の額を、職員の配偶者の有無に拘わらず、配偶者及び父母等については1人6,500円に、子については1人1万円に改めようとするものです。

6ページ中段から9ページまでをご覧ください。

第9条は、「扶養手当の支給方法」に関する規定であります。新たに職員になった者や、職員に新たに扶養要件を具備するにいたった場合、また、要件を欠くことに至った場合において、平成32年度以降手当の支給に関して、配偶者の有無を問わなくなったことによる、文言や条文等を整備しようとするものです。

この規定につきましては、平成32年4月1日から施行するものです。

2ページ下段にお戻りください。

附則としまして、第1項で、この条例は平成29年4月1日から施行する。

ただし、第1条の規定は平成31年4月1日、第2条の規定は平成32年4月1日から施行しようとするものです。

第2項は、平成29年度から平成31年度までの間における、改正後の条例第8条第3項の規定の扶養手当の経過措置についてそれぞれ規定するものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第5号、議案第6号、議案第7号の3議案の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。